

副本

平成31年(ワ)第597号 国家賠償請求事件

原告 大野 利政 ほか1名

被告 国

被告第4準備書面

令和3年3月29日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

被告指定代理人

長尾 武 明

林 真 人

小山 毅

浅野 航 平

周藤 崇 久

三島 大 介

山本 勇 治

第1	本件規定が憲法14条1項に違反する旨の原告らの主張に理由がないこと	3
1	甲A第213号証の意見書に基づく原告らの主張について	3
(1)	原告らの主張	3
(2)	被告の反論	4
2	その余の論文に基づく原告らの主張について	5
3	結論	7
第2	本件規定が憲法24条2項に違反する旨の原告らの主張に理由がないこと	7
1	甲A第214号証の意見書に基づく原告らの主張	7
2	被告の反論	8
第3	本件規定が憲法24条1項又は13条に違反する旨の原告らの主張に理由がないこと	10
1	本件規定が個人の私的領域を否定するものであり憲法13条に違反するとの主張について	11
(1)	原告らの主張	11
(2)	被告の反論	11
2	甲A第215号証の意見書に基づく原告らの主張について	12
(1)	原告らの主張	12
(2)	被告の反論	12
3	結論	14
第4	結語	14

被告は、本準備書面において、2020年（令和2年）12月28日付け原告ら第4準備書面（以下「原告ら第4準備書面」という。）における主張に対して必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面において新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 本件規定が憲法14条1項に違反する旨の原告らの主張に理由がないこと

1 甲A第213号証の意見書に基づく原告らの主張について

(1) 原告らの主張

ア 原告らは、本件規定における憲法14条1項に違反する法令上の区別の有無について、木村草太教授の意見書（甲A第213号証）を引用し、「現行民法上、（中略）同性カップルと異性カップルとの間の区別ないし性別に基づく区別が生じていることは否定し得ない。法律婚の効果の中には個別の契約や遺言によって同様の効果を導けるものもあるが、異性カップルは婚姻届の提出により容易に婚姻の効果にアクセスできるのに対し、同性カップルはそうではないという区別が存在する上、個別の契約や遺言では得難い効果もあることから、同性カップルと異性カップルとの間に実質的な区別がないということとはできない」と主張する（原告ら第4準備書面49, 50ページ）。

イ その上で、原告らは、このような区別の合理性について、上記意見書を引用し、婚姻の法的効果は、「男女の自然生殖関係を保護するための効果（『生殖関係保護効果』）」と、「当事者の愛情に基づく親密な関係を保護する効果（『親密関係保護効果』）」の2つに分類されるとした上で、「生殖関係保護効果については、同性間では自然生殖関係が成立しないという理由により、異性愛者にそれを及ぼし、同性愛者にそれを及ぼさないことの説明が可能であるが、親密関係保護効果については、そのような議

論は成立し得ず、同性愛者と異性愛者とを区別するのは不合理であり、「親密関係保護効果については、同性愛者と異性愛者とで区別する理由はなく、不合理な区別として憲法14条1項に違反する」と主張する（同50, 51ページ）。

(2) 被告の反論

ア 憲法14条1項が規定する法の下での平等とは、個人と個人の間の平等をいい、同項が禁止する不合理な差別も、個人と他の個人との間の不合理な差別をいうものと考えられる（例えば、芦部信喜教授は、法の下での平等は「個人権」であり、「個人尊重の思想に由来」と説明している（芦部信喜〔高橋和之補訂〕「憲法第七版」129ページ）。原告らは、法令上の区別として「同性カップル」という人的関係と「異性カップル」という人的関係との間の差異について述べるどころ、このような差異が、そもそも憲法14条1項が禁止する不合理な差別に該当し得ること及び理由については、原告らの主張において明らかにされていない。

他方、原告らの主張が、個々の国民という個人を主体とする法令上の区別をいうものと解したとしても、被告第2準備書面第3の3(1)イ（22ページ）で述べたとおり、本件規定は、制度を利用することができるか否かの基準を、具体的・個別的な婚姻当事者の性的指向の点に設けたものではなく、本件規定の文言上、同性愛者であることに基づく法的な差別的取扱いを定めているものではないから、この点に法令上の区別は存在しない。

この点、原告ら第4準備書面で引用された学説について見ても、社会的身分に基づく区別の有無について、「ここで婚姻できないのは、『同性愛者だから』という理由ではないからである。つまり、同性愛者であっても、異性との婚姻はできるのであって、同性愛者であるが故に婚姻ができないわけではない。同様に、異性愛者であっても、同性同士の婚姻はできない。そうである以上、同性婚ができないのは、『同性愛者』という社会的身分

に基づく差別だとするのは難しいと思われる」とするもの（甲A第295号証12ページ）がある。また、性別に基づく区別についても、これを肯定する見解がある一方で（同号証同ページ）、「同性婚の否定を通常の意味での性差別ということは難しいであろう」（甲A第296号証4ページ）、「男性も女性も異性と法律婚をすることは認められ、どちらの性も同性と法律婚をすることは認められていないのであるから、性別を理由に男性あるいは女性が差別的取り扱いを受けているとは言えない。ここには、性別を理由に不利益が生じているわけではない。ゆえに現行法が同性婚を認めないことは、憲法14条1項の後段列举事由の『性別』に基づく差別とは言えないと考えるべきであろう」（甲A第299号証28ページ）とするものがある。以上のように、本件規定における社会的身分又は性別に基づく法令上の区別の有無については、否定する見解も相応に見られるところであって、法令上の区別があるとする原告らの主張を的確に裏付けるものということとはできない。

イ また、被告第2準備書面第3の3(1)イ（21, 22ページ）で述べたとおり、民法上の婚姻制度は、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して法的保護を与えるものとされており、婚姻による法的効果に関する各規定は、このような婚姻制度の趣旨ないし目的に沿って設けられているものと考えられる。しかるところ、原告らの主張は、このような婚姻制度の趣旨ないし目的を離れて婚姻による法的効果を恣意的に分断し、かつ、その一部についてのみ同性カップルに及ぼさないことが不合理であるとしながら、本件規定そのものが憲法14条1項に違反すると述べるものである。このような主張は独自の見解であって、理由がない。

2 その他の論文に基づく原告らの主張について

(1) 原告らは、原告ら第4準備書面において、本件規定が憲法14条1項に違



